

京都市上下水道企業管理者規程第14号

京都市水道局及び下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市水道局及び下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局会計規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第6条第1項中「水道局総務部経理課長及び下水道局総務部経理課長（以下「経理課長」という。）」を「経理課長」に改め、「それぞれ」を削る。

第11条第2項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第12条第1項中「課長（資材事務所、営業所、器材検査所、配水事務所、疏水事務所、水質試験所、管理事務所及びポンプ施設事務所にあっては当該所長、浄水場及び処理場にあっては当該場長（鳥羽処理場については調整課長），職員課にあっては職員課担当課長が所掌する事務に限り職員課担当課長とする。）」を「京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条に規定する課（地域水道課を除く。），総務部事業所，水道部事業所及び下水道部事業所（以下「課等」という。）の長（職員課にあっては研修担当課長が所掌する事務に限り研修担当課長とし，配水事務所及び鳥羽水環境保全センターにあっては調整課長とする。）」に，同条第4項中「，納付書」を削る。

第23条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第24条第1項中「資材事務所」を「資器材・防災センター」に改め、「、器材検査所」を削り、「浄水課」を「水道部管理課」に改め、同条第2項中「(資材事務所にあっては、下水道事業用の貯蔵品を含む。)」を削る。

第27条第1項中「課の長(資材事務所、営業所、器材検査所、配水事務所、疏水事務所、水質試験所、管理事務所及びポンプ施設事務所にあっては当該所長、浄水場並びに処理場にあっては当該場長(鳥羽処理場については調整課長とする。))」を「課等の長(配水事務所及び鳥羽水環境保全センターについては調整課長とする。)」に、「資材事務所長、器材検査所長、浄水課長又は下水道局総務部庶務課長(以下「下水道局庶務課長」という。)」を「物品出納員である資器材・防災センター所長又は水道部管理課長」に改め、同条第2項中「振替えなければならない」を「振り替えなければならない」に改める。

第28条第1項中「給水工事」を「給水装置工事」に、「1か月」を「1箇月」に改め、同条第3項中「資材事務所長及び器材検査所長」を「資器材・防災センター所長」に改め、「それぞれ」を削り、「手続き」を「手続」に改め、同条第4項中「配水事務所長」を「配水事務所調整課長」に改める。

第29条、第30条、第31条第1項及び第32条中「資材事務所長、器材検査所長、浄水課長及び下水道局総務部庶務課長」を「物品出納員である資器材・防災センター所長及び水道部管理課長」に改める。

第35条第1項中「課(配水事務所及び鳥羽処理場の課を除く。)及び別に定める事業所」を「課等」に改める。

第38条中「所管の」を削り、「水道局総務部庶務課長(以下「水道局庶務課長」という。)又は下水道局庶務課長」を「資器材・防災センター所長」に改める。

第39条中「所管の」を削り、「水道局庶務課長又は下水道局庶務課長」を「資器

材・防災センター所長」に改める。

第42条中「水道局庶務課長又は下水道局庶務課長」を「資器材・防災センター所長」に改め、「それぞれその所管する」を削る。

第45条後段及び第46条中「所管の」を削り、「水道局庶務課長又は下水道局庶務課長」を「資器材・防災センター所長」に改める。

第47条中「水道局庶務課長又は下水道局庶務課長」を「資器材・防災センター所長」に改める。

第48条各号列記以外の部分中「資材事務所長又は下水道局庶務課長」を「資器材・防災センター所長」に改める。

第49条及び第50条中「所管の」を削り、「水道局庶務課長又は下水道局庶務課長」を「資器材・防災センター所長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

企業出納員となる職及びそのつかさどる事務

(1) 金銭出納員及び金銭副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
金銭出納員	金銭副出納員	
(ア) 経理課長	経理課 出納係長	金銭の出納その他の会計事務。ただし、(イ)に掲げる事務を除く。
(イ) 京都市上下水道局組織 及び事務処理規程第1 条に規定する課（経理課 及び地域水道課を除		

及び地域水道課を除く。) の長	別に指定する者	それぞれその担任する当該収入金の収納に関する事務
各営業所長		
疏水事務所長		
各管路管理センター所長		
各管路管理センター支所長		

(2) 物品出納員及び物品副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
物品出納員	物品副出納員	
(ア) 資器材・防災センター所長	資器材・防災センター 管財係長	a 水道事業用物品及び公共下水道事業用物品（図書及び活性炭を除く。）に関する出納及びその他の会計事務 b 不用品に関する出納その他の会計事務 c センターに属する物品に関する出納その他の会計事務
(イ) 水道部管理課長	水道部管理課 庶務係長	a 活性炭に関する出納その他の会計事務
		a 第 28 条第 1 項の規定に

(イ) 各営業所長 配水事務所調整課長	各営業所 お客様サービス係長 配水事務所 事務係長	より前渡された貯蔵品に関する出納その他の会計事務 b 所に属する物品に関する出納その他の会計事務
(エ) 京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条に規定する課(地域水道課を除く。)の長	各課 庶務担当の課長補佐又は係長	a 課に属する物品に関する出納その他の会計事務
(オ) 各浄水場長	各浄水場 庶務担当の担当課長 補佐又は担当係長	a 場に属する物品に関する出納その他の会計事務
(カ) 疏水事務所長 各管路管理センター所長 各管路管理センター支所長 ポンプ施設事務所長	疏水事務所 管理係長 各管路管理センター 事務係長 各管路管理センター支所 事務係長 ポンプ施設事務所 庶務担当の担当課長補佐又は担当係長	a 所及びセンターに属する物品に関する出納その他の会計事務
(キ) 鳥羽水環境保全センター調整課長	鳥羽水環境保全センター 事務係長 吉祥院、伏見及び石田水環	a センターに属する物品に関する出納その他の会

吉祥院、伏見及び石田 水環境保全センター所長	境保全センター 処理係長	計事務
---------------------------	-----------------	-----

第1号様式中「主計係長」を「主計第一係長」に、「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に改める。

第2号様式中「主計係長」を「主計第二係長」に改める。

第3号様式中「主計係長」を「主計第三係長」に、「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に改める。

第4号様式中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に改める。

第5号様式中「主計係長」を「主計第四係長」に、「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に改める。

第6号様式中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に改める。

第7号様式中「局長」を「次長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)